

令和8年山形県春の観光キャンペーンプロモーション事業 業務委託に係る審査要領

1 審査・選定方法

- (1) 審査項目・配点は、別表のとおりとする。
- (2) 県民の立場に立った評価を行う。
- (3) 審査及び選定方法
 - ① 審査は、やまがた観光キャンペーン推進協議会が設置する「令和8年山形県春の観光キャンペーンプロモーション事業業務委託プロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）において、提案者から提出された企画提案書の内容により審査する。
 - ② 審査項目は、「企画の基本コンセプト」「企画提案の内容」「一般評価」の3項目とする。
 - ③ 審査員は、①に基づき、②で掲げる項目に対する審査の視点に留意して評価し、配点及び配点参考基準をもとに採点を行う。
 - ④ 審査員の合議により最優秀提案者及び次点者を定める。
 - ⑤ 審査員の採点の合計が評価基準点の合計値の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。

2 採点の目安

100点満点として、個別の配点は別添審査表のとおりとする。

なお、採点は下表を目安に行うものとする。

配点	非常に 優れている	優れている	普通	やや 不満	不満
10点	10点	8点	6点	4点	2点
20点	20点	16点	12点	8点	4点

【別表】審査項目と審査基準及び配点について

審査項目	審査基準	配点
企画の基本コンセプト	事業の目的について十分に理解されているか。	10 点
	事業の進捗及び成果が客観的に管理・評価できる目標指標を設定し、定量的に効果測定と検証・分析を行う方法を示しているか。	10 点
企画提案の内容	ターゲットに対し適切な媒体を活用し、効果的な配信やプロモーションを実施することで、本県の認知度向上、誘客促進、旅行者の消費額の増加に繋がる情報発信を行う内容となっているか。	20 点
	情報発信期間である3月～5月ならではの本県の美食・美酒や温泉、歴史・文化、自然・絶景、山岳、花といった観光資源を織り込み、本県観光の魅力を訴求する内容となっているか。	10 点
	宿泊者向けプレゼント企画の実施にあたり、応募者にとってわかりやすい応募方法となっており、本県での宿泊需要を喚起できるような提案ができているか。	10 点
	スタンプラリー企画の実施にあたり、実施期間ならではの県内の魅力あるスポットを設定し、県内での周遊が促進できるような提案ができているか。	10 点
	宿泊者向けプレゼント企画の応募カード・チラシ制作にあたり、ターゲットに対し訴求できるデザインで、宿泊者向けプレゼント企画やスタンプラリー企画の内容がわかりやすく表現された提案となっているか。	10 点
	業務受託体制及びスケジュールは適切か。	10 点
一般評価	見積額の積算内容が妥当か。また、内容と比較して経済的な見積額となっているか。	10 点
	合 計	100 点